自然災害時の措置について

茨木市では、地震の発生や気象警報が発令された場合について、次のように定めています。

【 地震発生時の措置 】

◎ 震度５弱以上の地震が発生した場合

・始業前に発生　→　臨時休校
・授業中に発生　→　授業中止
（状況により学校待機、保護者へ引き渡し）

◎ 震度５弱未満の地震が発生した場合

学校施設の被害状況、通学路の安全状況により、臨時休校の措置をとるかどうか判断するので、臨時休校の連絡がない限り登校する。

※臨時休校の期間は、被害状況により異なるため、学校より連絡します。

【 気象警報発令時の措置 】

茨木市（北大阪）に**『暴風警報』**が発令された場合だけ、次の措置をとります。

① 午前７時の時点で、『暴風警報』が発令されている場合

自宅待機、給食なし　→　弁当の用意

② 午前９時までに『暴風警報』が解除された場合

解除された時点で、増水箇所等安全に注意しながら登校
給食は中止となっているので、弁当を持参する

③ 午前９時の時点で、『暴風警報』が引き続き発令されている場合

臨時休校（登校させないでください）

※登校後に『暴風警報』が発令された場合は、原則としてその時点で下校となります。
※「特別警報」においても、暴風警報と同様の措置をとらせていただきます。